

平成29年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年3月2日(木)  
開会 午後1時30分 閉会 午後2時35分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章
- 4 説 明 者 教育次長 横島勝則 教育理事 梅田利也 総括指導主事 松本明彦  
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治  
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫  
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 6 議 事
  - (1) 議案第13号 京丹後市社会教育指導員の解嘱について
  - (2) 議案第14号 京丹後市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について
  - (3) 議案第15号 京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の制定について
  - (4) 議案第16号 京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について
  - (5) 議案第17号 京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について
  - 【追加議案 議案第18号】
  - (6) 議案第18号 京丹後市社会教育指導員の委嘱について
- 7 そ の 他
  - (1) 諸報告
    - ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について
  - (2) 各課報告
    - <学校教育課>
      - ① 3月学校行事予定について
    - <社会教育課>
      - ① 平成29年京丹後市成人式について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全12頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成29年4月14日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 田 村 浩 章

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 梅田利也 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課庶務係長 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただ今から「平成29年 第5回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

皆さんこんにちは。

先月の中旬には数年ぶりの大雪となり、皆さんも除雪等大変だったと思います。市でも道路の除雪等に努力をするものの、完璧にすることは到底困難であり、歩道の除雪ができていなかったところも多かったと思います。幸いにも、通学等の事故の報告はありませんでしたので、とりあえず安心していただいております。

中学校では受験シーズンを迎えており、来週は府立高校の後期選抜試験があります。子どもたちは頑張ってきたと思いますので、良い結果が出たらと願っているところです。

学校再配置について、丹波小学校と新山小学校の再配置については、学区内を対象に校名の募集を行い、現在、協議会で検討しているところですが、それぞれの地域の思いもあり、まだ協議を行っているところです。協議会では今年度内には決めたいと考えていただいておりますので、もうしばらく状況を見たいと考えています。

豊栄小学校と間人小学校の再配置については、2月に実施した説明会の様子が一つの新聞に掲載されました。状況としては、豊栄小PTAからは再配置の同意を得ていますが、連合区長の思いもあり、区は慎重になっています。間人小のPTA等からは、豊栄小への説明ばかりでどうなっているのかという意見がPTAの会議等では出されていなかったので、昨日、学校教育課が間人小PTA本部役員引継会での説明に出向きましたし、区長会へは代表のみへの連絡となっていますので、改めて関係地区の区長等への説明を行いたいと考えています。

子ども達の教育環境を整えたいという計画は変わりませんので、今後も丁寧な対応を

心がけていきたいと考えています。

先月24日に3月議会が招集されました。

28年度の3月補正予算、29年度予算議案の他、教育委員会関係では、2月定例会で承認いただきました条例の改正と廃止議案、第2次京丹後市保育所再編等推進計画の策定議案があります。

保育所再編等推進計画は、関係保育所の一部の保護者、一部の政党が反対しているため、議案提案の際も多く質疑がされました。計画案は、子ども達の教育・保育環境の充実とともに、保育所の現状と財政状況を考えたうえでのものであり、可決いただきたいと思っています。

また、9日から代表質問、一般質問が予定されていますが、今議会でも多くの質問が出されています。教育委員会が関係する主なものとしては、教職員の働き方の改善、子育て環境施策の充実、高校の統合、学校跡施設利用、スポーツ振興、気象警報発令時の休校判断、子どもの貧困対策、保育所統合、教育機会確保、ユネスコスクールなどです。様々なものがあり、答弁が難しいものもありますが、適切な答弁に心掛けたいと思っています。

昨日は、府立高校の卒業式があり、私は母校でもある網野高校の卒業式に出席しました。現在、高校再編が検討されていますが、私たちの高校時代と比べると生徒の少なさを見て寂しく思いました。

子ども達の大事な教育施設である高校の在り方については、大きな課題であることを改めて実感させられたところです。

過日、短時間でしたが、「教育大綱」に関して市長と社会教育委員との懇談を持ちました。懇談後、社会教育委員会議長から教育委員との懇談もしたい旨の発言もあり、先日相談させていただきましたが、懇談会を設定させていただくこととなりましたのでよろしくお願いいたします。

最後に、もう1点報告を申し上げます。

網野地域公民館が、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものとして日頃の活動の成果が認められ、優良公民館として文部科学大臣表彰を受けました。昨日、地域公民館長には、東京まで表彰式に行ってもらっています。誠に喜ばしく、教育委員会にとっても誇らしいことだと思います。今後も、地域住民のために活動の充実と振興に期待するところです。

本日は、「京丹後市社会教育指導員の解嘱について」をはじめ6議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

それでは、平成29年 第2回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

**【教育長活動報告】**

〈吉岡教育長〉

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

田村委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第13号、議案第14号の2議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第13号、議案第14号の2議案については非公開といたします。

(※ 非公開部分省略 議案第13号、議案第14号について、同意)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第15号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第15号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の制定について」説明をさせていただきます。

平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されたことに伴い、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁をなくすための合理的配慮の提供等について職員が適正に対応するための対応要領を定めるものです。

条文の内容を説明します。

第1条では障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくるという障害者差別解消法の目的に基づき職員が適切に対応するために必要な事項を定めるという要領の目的を規定しています。

第2条では用語の定義を、第3条で不当な差別的取扱いの禁止を規定しています。

第4条では不当な差別的取扱いの基本的な考え方を、第5条で正当な理由の判断の視点を規定しています。

第6条では、職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢、障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないという合理的配慮の提供を規定し、第7条で合理的配慮の基本的な考え方を規定しています。

第8条で過重な負担の基本的な考え方を、第9条では不当な差別的取扱い及び合理的配慮に係る留意事項を別表に掲げることを規定しています。別表では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る具体例として、「第1 不当な差別的取扱いに当たりうる具体例」、「第2 合理的配慮の具体例」、「第3 正当な理由があると考えられる具体例」が挙げられています。

第10条に監督者の責務、第11条に懲戒処分等、第12条に相談体制の整備、最後に第13条で研修及び啓発を規定しています。施行期日は、ご承認いただけましたら本日付とさせていただきます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

〈吉岡教育長〉

議案第15号を説明させていただきました。  
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

この「合理的配慮」という言葉の意味がよくわからないので教えてください。「合理的配慮」とは、障害のある人が社会生活を送る上で、不自由なく普通に暮らせるように配慮するという意味ですか。

〈横島教育次長〉

考え方の基本はそのとおりです。障害のある人にもないに人も、同じ対応をしていきましょうというのがこの法の趣旨です。

ただ、「合理的」という言葉が入っているのは、誰から見ても「そこまでしなくても」と思うほど過剰な対応はしなくてもよいということです。過重な負担を及ぼす場合は除くという規定もあります。必要かつ合理的であり、負担が過重でない場合は配慮をしてくださいという意味で「合理的配慮」という言葉が使われていると考えていただければと思います。

〈吉岡教育長〉

この「職員対応要領」は、法律の規定の中で定めなければならないことになっているのでしょうか。

市長部局も、これと同様のものを定めます。教育委員会としては、教育委員会事務局と学校職員、教員を含め、この対応要領を適用するということです。市長部局と教育委員会、それぞれ同じような内容ですが別々に策定することになり、今回提案をさせていただきます。

〈横島教育次長〉

職員対応要領の制定は、国レベルでは法的義務ですが、地方公共団体は努力義務規定となっております。

〈吉岡教育長〉

それで、京丹後市は定めることとしたということですね。

<横島教育次長>

はい。京丹後市は、努力義務ですが定めることとしました。

<野木委員>

先ほど教育長が、市長部局でも同様のものを定めるとおっしゃいました。今回、議案となっているのは、教育委員会における職員対応要領を作るという、そういう捉え方で良いのですか。課によってそれぞれこういうものを設けるものなののでしょうか。

<吉岡教育長>

市の組織、執行機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、議会事務局等ありますが、定めなければいけない所は定めます。教育委員会は障害のある人と接する機会も多くその配慮と直接関わるため、教育委員会として定めるということです。

<野木委員>

これは文部科学省が打ち出してきたものなのでしょうか。

<横島教育次長>

法律を作ったのは、厚生労働省です。福祉的な観点からということです。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第15号「京丹後市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>



異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第16号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第16号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

12月議会にて、市立保育所として開設してきた「京丹後市立こうりゅう保育所」の施設を無償譲渡し、平成29年4月より、民設民営保育所として社会福祉法人不動園が運営することが認められたため、市が行ってきた一時預かり事業の実施施設から外すものです。

新旧対照表をご覧ください。

現行の京丹後市一時預かり要綱の別表第1をご覧ください。名称の欄にある京丹後市立こうりゅう保育所と位置を示した京丹後市久美浜町永留246番地の4を改正案は削除するものです。

今後この事業は、社会福祉法人不動園が同保育所にて保育事業とともに、法人主体で実施する予定ですので、市民の方にご迷惑、不利益になるものではありません。

なお、附則で この告示の施行期日は平成29年4月1日としています。

以上ご審議よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第16号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

こうりゅう保育所は不動園さんの運営になるので要綱から削除されるのは理解できません。大宮北保育所は、みねやま福祉会さんの運営になっているのに要綱から削除されないのは何故ですか。

<吉岡子ども未来課長>

大宮北保育所は、保育所の開設主体は京丹後市で、運営をみねやま福祉会に委託しているという状況でございます。したがって、事業も市がそのまま行うという形になっております。

こうりゅう保育所については、完全民営化となりますので要綱から削除されます。同じように、峰山のゆうかり子ども園でも一時預かり事業をしていただいておりますが、法人が主体的に実施するメニューという位置付けになりますので、要綱から外れているのはそういうしくみであります。

<田村委員>

実施要綱からこうりゅう保育所が削除されて、一時預かり事業は「法人主体で実施の予定」と説明がありました。実施するかしないかはまだ流動的なのでしょうか。

<吉岡子ども未来課長>

結論から申しますと実施していただく予定です。法人主体であります、引き続き実施されますので、今回の完全民営化にあたりまして、少なくともサービスが低下する事は想定されません。現在行っている一時預かり事業と、このあと審議していただく支援センター事業も含めて、サービスが低下することなく実施していただくことを、法人から返事をいただいております。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第16号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第17号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第17号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

12月議会にて、市立保育所として開設してきた「京丹後市立こうりゅう保育所」の施設を無償譲渡し、平成29年4月より民設民営保育所として、社会福祉法人不動園が運営することが認められたため、その施設内で実施している「こうりゅう地域子育て支援センター」の設置場所を変更するものです。

新旧対照表をご覧ください。

現行の京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の別表にある京丹後市交流地域子育て支援センターの設置場所は「京丹後市立こうりゅう保育所内」となっていますが、改正案では「こうりゅう虹保育園内」と変更をしています。

この事業の運営は法人に委託することになっておりますが、実施主体は引き続き市が行いますので、住民サービスが低下することはありません。

なお、附則で施行期日を平成29年4月1日とします。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第17号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

「保育所」と「保育園」の言い方の違いは何か教えてください。

<吉岡子ども未来課長>

法律的には「保育所」と定義されていますが、呼び名は法人側が自由に決めることができますので、「保育園」という呼び名にするということです。今回、法人の方で「こうりゅう虹保育園」という名称にするということで内定をしており、京都府に届け出をする予定です。法人内での意思決定、理事長の思いということでありまして、機能が変わる訳ではなく単なる呼び名の違いです。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第17号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、会議の非公開についてお諮りします。

本日、追加提案させていただく「議案第18号」は人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第18号については非公開といたします。

(※ 非公開部分省略 議案第18号について、同意)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」申請に係る2月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 3月学校行事予定について

〈社会教育課〉

- ① 平成29年京丹後市成人式について

〈吉岡教育長〉

全体をとおして、何かご質問がありますか。

〈野木委員〉

最初の教育長活動報告のところで、動静表に2月7日「峰山青年会議所」と書いてありますが、現在は「京丹後青年会議所」です。

〈吉岡教育長〉

すみません、訂正します。

〈野木委員〉

それから、2月25日に行われた「丹後震災90年」のイベントに、私は残念ながら行けなかったのですが、先ほど教育長活動の報告にありましたように、峰山高校の生徒が発表した内容が非常に素晴らしかったということで、是非、中学生や高校生にも聞かせてやれる機会が作れないかなと感じました。実際に私は見ていないのですが、資料を見させていただくと、毎年3月7日、サイレン吹鳴をやっているこの丹後の地域なので、そういう「災害を受け継ぐ」という意味でも、是非、中学校でも、高校生から学ぶという、そんなものがないかなと感じました。

〈吉田文化財保護課長〉

当日の様子は、全てケーブルテレビが撮影しています。ただ、今回、高校生が初めての発表で慣れていなかったということもあり、高校側から発表部分の放送については、

検討をさせていただきたいとの申し出もあり、まだ結論が出ていません。

<吉岡教育長>

良い発表だと思いました。初めてだったのか声が少し小さかったですが、それはそれなりに良かったと思います。

<横島教育次長>

峰山小学校辺りで同じような催しの予定がありませんでしたか。

<吉田文化財保護課長>

峰山小学校区で高校生の発表と、峰山の方を対象にした「町歩き」と、一般の方を対象にした「町歩き」とで、合計3回予定をしています。ただ大人数は無理だということで、それぞれ20名限定です。

<吉岡教育長>

野木委員が言われるように、せっかく素晴らしい内容なのに、1・2回の発表ではもったいない気がします。機会があれば、もっと発表できる場を作ってあげたいと思いますね。

<吉岡教育長>

他にありませんか。

<吉岡教育長>

それでは、以上で第5回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午後2時35分>

[ 3月臨時会 平成29年 3月10日(金) 午後 7時00分から ]  
[ 社会教育委員との懇談会 3月27日(月) 午前 9時～10時 ]  
[ 4月定例会 平成29年 4月 7日(金) 午後 時 分から ]